

【翻訳】

章学誠校讎学論文訳注(二)「和州志藝文書序例」(下)

文教大学目録学研究会

(\*樋口泰裕・渡邊 大・宇賀神秀一・王 連旺・  
小田健太・荒川 悠・村越充朗)

本稿は前稿に引き続き、清・章学誠「和州志藝文書序例」を訳出するものである。訳出にあたり、『文史通義校注』(葉瑛校注、中華書局、一九八五)に付録するテキストを底本とし、適宜諸本と対校した。本訳注では、全五節に分けたうちの後二節を訳出し、注釈を附した。本訳注はひとえに、樋口泰裕、渡邊大、宇賀神秀一、王連旺、小田健太、荒川悠、村越充朗からなる文教大学目録学研究会が開催した定例研究会において、議論、検討を進める中で得られた成果に基づく。ただ、この度、議論、検討の内容に整理を加え、訳注としてまとめるにあたり、研究会での議論の中心的役割を担った発表者である樋口が担当執筆した。

キーワード: 章学誠 校讎学 目録学 和州志 芸文書

*ひぐち やすひろ	文教大学文学部中国語中国文学科	わたなべ だい	文教大学文学部中国語中国文学科
うがじん しゅういち	つくば国際大学東風高等学校	おう れんおう	浙江大学日本文化研究所
おだ けんた	茗溪学園中学校高等学校	あらかわ はるか	筑波大学大学院
むらこし みちお	筑波大学大学院		

章学誠「和州志藝文書序例」(下)

第四節(家法)

【原文】

史家所謂部次条別之法、備於班固、而実仿於司馬遷。司馬遷未著成法、班固承劉歆之學而未精、則言著錄之精微、亦在乎熟究劉氏之業而已矣。究劉氏之業、將由班固之書、人知之、究劉氏之業、當參以司馬遷之法、人不知也。夫司馬遷所謂序次六家、条辨學術同異、推究利病、本其家學〔司馬談論陰陽、儒、墨、名、法、道德、以爲六家〕、尚已。〔一〕紀首推本『尚書』〔五帝本紀贊〕、表首推本『春秋』〔三代世表序〕、伝首推本『詩』〔書〕所闕、至於虞夏之文〔伯夷列伝〕、皆著錄淵源所自啓也。〔二〕其於六藝而後、周秦諸子、若孟荀三鄒、老莊申韓、管晏、屈原、虞卿、呂不韋諸伝、論次著述、約其歸趣、詳略其辭、頡頏其品、抑揚詠嘆、義不拘墟。在人即爲列伝、在書即爲叙録、古人命意標篇、俗學何可繩尺限也。〔三〕劉氏之業、其部次之法、本乎官礼、至若叙録之文、則於太史列伝、微得其裁。蓋条別源流、治百家之紛紛、欲通之於大道、此本旨也。至於卷次部目、篇

第甲乙、雖按部就班、秩然不乱、実通官聯事、交濟爲功。如『管子』列於道家、而叙小学流別、取其『弟子職』篇、附諸『爾雅』之後、則知一家之書、其言可採、例得別出也。『伊尹』、『太公』、道家之祖〔次其書在道家〕、『蘇子』、『蒯通』、縱橫家言、以其兵法所宗、遂重録於兵法權謀之部次、冠冕孫吳諸家、則知道德兵謀、凡宗旨有所統會、例得互見也。〔四〕夫篇次可以別出、則學術源流、無闕間不全之患也、部目可以互見、則分綱別紀、無兩歧牽掣之患也。學術之源流、無闕間不全、分綱別紀、無兩歧牽掣、則『周官』六卿聯事之意存、而太史列伝互詳之旨見〔如『貨殖』叙子貢、不涉『弟子列伝』〕。『儒林』叙董仲舒、王吉、别有專伝。〔五〕治書之法、古人自有授受、何可忽也。

【訓読文】

史家の所謂部次条別の法、班固に備わるも、而して実は司馬遷に仿う。司馬遷未だ成法を著さず、班固劉歆の学を承くるも未だ精ならざれば、則ち著録の精微を言うは、亦た劉氏の業に熟究するに在るのみ。劉氏の業を究むるに、將に班固の書に由らんとするは、

人之を知るも、劉氏の業を究むるに、当に參するに司馬遷の法を以てすべきは、人知らざるなり。夫れ司馬遷の所謂六家を序次し、學術の同異を条辨し、利病を推究するは、其の家学に本づくること「司馬談陰陽、儒、墨、名、法、道德を論じて、以て六家と爲す」、尚しきのみ。紀首推して『尚書』に本づき「五帝本紀贊」、表首推して『春秋』に本づき「三代世表序」、伝首推して『詩』『書』の闕くる所に本づきて、虞夏の文に至るは「伯夷列伝」、皆淵源の自りて啓く所を著録するなり。其れ六藝より後、周秦の諸子、孟荀三鄒、老莊申韓、管晏、屈原、虞卿、呂不韋の諸伝の若きは、著述を論次して、其の帰趣を約し、其の辞を詳略して、其の品を頡頏し、抑揚詠嘆して、義は墟に拘せず。人に在りては即ち列伝を爲し、書に在りては即ち叙録を爲し、古人意を命じて篇を標す、俗学何ぞ繩尺もて限る可けんや。劉氏の業は、其の部次の法、官礼に本づき、叙録の文の若きに至れば、則ち太史の列伝より、微かに其の裁を得。蓋し源流を条別し、百家の紛紛たるを治めて、之を大道に通ぜしめんと欲す、此れ本旨なり。卷次部目、篇第甲乙に至りては、部に按じて班に就き、

秩然として乱れずと雖も、実に官に通じ事を聯ね、交、濟して功を爲す。『管子』の道家に列し、而して小学の流別を叙するに、其の「弟子職」篇を取りて、諸を『爾雅』の後に附するが如くなれば、則ち一家の書にして、其の言の採る可きは、例として別出するを得るを知るなり。『伊尹』、『太公』は、道家の祖「其の書を次して道家に在らしむ」、『蘇子』、『蒯通』は、縦横家の言なるも、其の兵法の宗ぶ所を以て、遂に重ねて兵法權謀の部次に録し、孫呉の諸家に冠冕たらしむれば、則ち道德兵謀、凡て宗旨に統會する所有り、例として互見するを得るを知るなり。夫れ篇次以て別出す可ければ、則ち學術の源流、闕間不全の患無く、部目以て互見す可ければ、則ち綱を分かち紀を別かち、両歧牽掣の患無きなり。學術の源流に、闕間不全無く、綱を分かち紀を別かちて、両歧牽掣無ければ、則ち『周官』六卿聯事の意存せしめ、而も太史の列伝互詳の旨見る「貨殖」の子貢を叙して、「弟子列伝」に涉らず、「儒林」の董仲舒、王吉を叙して、別に専伝有るが如し」。治書の法、古人自ら授受する有れば、何ぞ忽せにせんや。

【現代語訳】

史家のいわゆる図書の分類配列の方法は、班固に備わったが、実は司馬遷に倣ったものである。もともと、司馬遷は定まった方法をあきらかにしておらず、また班固は劉歆の学業を継承しつつも十分に精確ではないので、著録の精緻な部分について語るには、やはり劉氏の学業に習熟するしかないのである。劉氏の学業を考究するのに、班固の『漢書』藝文志によることとなるのは、誰もが理解していいようが、劉氏の学業を考究するのに、司馬遷の方法を参照すべきであることを、人は理解していない。そもそも、司馬遷が六家を順序立て、學術の異同をあきらかにし、長所と短所を推し量り考究したのは、自身の家学に本づいているのであり「司馬談は陰陽、儒、墨、名、法、道德を論じて、六家とした、久しい時を経て伝承されたものであった。その『史記』において、本紀の冒頭では『尚書』に淵源を求め『五帝本紀贊』、表の冒頭では『春秋』に淵源を求め『三代世表序』、列伝の冒頭では『詩』『書』の欠けた箇所を淵源を求めつつ、虞夏の文にまで及んでいるのは『伯夷列伝』、いずれもそれぞれが展開してきた淵源を

著録しているのである。そして、六藝より後の時代の、周秦の頃の諸子である、孟子、荀子、鄒忌、鄒衍、鄒奭の三鄒、老子、莊子、申子、韓非子、管子、晏子、屈原、虞卿、呂不韋の列伝などは、彼らの著述を列叙して、その趣旨をまとめ、その言辞を時に詳細に時に簡潔に述べて、品評したり、褒貶したりして、その内容は狭い見識にとらわれていない。人物に対しては列伝を著し、書物に対しては叙録を著したのであり、このように古人が主旨を考慮して篇名を付ける作法は、凡俗の学者が杓子定規に理解できるようなものではないのである。劉氏の学業の、その分類方法は、官制に本づき、叙録の文においては、司馬遷の列伝より、ひそかにその体裁を習い得ている。およそ源流を分類配列し、百家の乱雑を整理し、大いなる道に通わせようというのが、その本旨である。巻次部目、篇題の順序については、分類に従ってまとまりに分かれ、秩序をなして乱れず、その実、官制に通じその職掌に関連させ、相互に補いながら功を奏している。『管子』道家に並ぶ一方で、小学の流別を述べて、その「弟子職」篇を取り出して、『爾雅』の後に附した例からは、一

家の学を有する書物で、取り上げ得るものは、例として別出（別裁）するということがわかる。『伊尹』、『太公』は、道家の祖であり「それらの書物を並べて道家に置いている」、『蘇子』、『蒯通』は、縦横家の言でありながら、それらが兵法家に尊ばれていることによつて、重ねて兵法権謀の分類にも著録し、孫武、呉起の諸家の首に置いている例からは、道德家と兵謀家と、ともにその趣旨に合致するところがあり、例として互見させるということがわかるのである。いったい篇章が別出（別裁）することができれば、學術の源流において、欠けて間が抜けてしまうような憂いがなくなるし、分類が互見させることができれば、綱紀を分けることで、二つの分類が引き合うような患いもなくなる。學術の源流において、欠けて間が抜けてしまうことがなくなり、綱紀を分けることで、二つの分類が引き合うことがなくなれば、『周礼』における六卿の官と職事が連関するという意義を伝え、その上、司馬遷『史記』の列伝同士が互いを詳しく説明するような意図を示すこととなる。「貨殖伝」で子貢について述べていることは、「仲尼弟子列伝」には亘っていない。「儒林伝」で董仲舒や王吉のことを述

べながら、別に個人の伝記が立てられている」。このように書物を治める方法には、古人にもとより受け継がれたものがあり、それをゆるがせにしてはいけないのである。

### 【訳注】

- 〔一〕司馬談「論六家之要指」は、『史記』太史公自序に見える。
- 〔二〕五帝本紀贊の冒頭に次のように見える。「太史公曰、『學者多称五帝、尚矣。然尚書独載堯以來、而百家言黃帝、其文不雅馴、薦紳先生難言之。』」また、『史記』三代世表の冒頭に置かれた序文に次のように見える。「太史公曰、『五帝、三代之記、尚矣。自殷以前諸侯不可得而譜、周以來乃頗可著。孔子因史文次春秋、紀元年、正時日月、蓋其詳哉。至於序尚書則略、無年月、或頗有、然多闕、不可録。故疑則伝疑、蓋其慎也。』」また、『史記』伯夷叔齊伝の冒頭に次のように見える。「夫學者載籍極博、猶考信於六藝。詩書雖缺、然虞夏之文可知也。」
- 〔三〕司馬遷は、孟子、荀子、鄒忌、鄒衍、鄒奭の諸家を「孟子荀卿列伝」として、老子、莊子、申不害、韓非の諸家を「老子韓非列伝」として、管仲、晏嬰の二人を「管晏列伝」として、屈原は賈誼とともに「屈原賈誼列伝」として、虞

卿は平原君とともに「平原君虞卿列伝」としてそれぞれ一つの伝記にまとめ、また、呂不韋に対しては「呂不韋列伝」として単独の伝記を立てている。また、列伝の中で、それぞれの著述において、その内容、巻数などについて著録している。たとえば、孟子についてはその伝記中に「退而與萬章之徒序詩書、述仲尼之意、作孟子七篇。」と述べるのがそれにあたる。

〔四〕『管子』は、諸子略道家類に「筦子八十六篇」として著録され、また、六芸略孝經類には「弟子職一篇」が著録され、その応劭注に、「管仲所作、在管子書。」と述べられる。なお、沈欽韓『兩漢書疏証』は、「今為『管子』第五十九篇。鄭『曲礼』注引之、蓋漢時单行。」と述べ、当時すでに単行していた可能性を指摘している。「伊尹五十一篇」、「太公三百三十七篇」は、諸子略道家類に著録され、「蘇子三十一篇」、「蒯子五篇」は、諸子略從横家類に著録されており、また、兵書略權謀家類では十三家、二百五十九篇を著録した後の班固注に、「省伊尹、太公、管子、孫卿子、鶡冠子、蘇子、蒯通、陸賈、淮南王二百五十九種。出司馬法入礼也。」と述べられている。

〔五〕「周官」は『周礼』を指す。『校讎通義』原道篇に、「後

世文字、必溯源於六藝。六藝非孔氏之書、乃周官之旧典也。『易』掌太卜、「書」藏外史、「礼」在宗伯、「樂」隸司樂、「詩」領於太師、「春秋」存乎国史。」と見える。董仲舒と王吉について、『史記』儒林伝には、董仲舒の名は見えないものの、王吉の名は見えない。また、兩人ともに個人の伝記は立てられていない。二人は『漢書』に立伝されているが、ただし、『漢書』儒林伝に兩人の伝記はない。

#### 【原文】

自班固刪「輯略」、而劉氏之緒論不伝。「輯略」乃総論群書大旨、省部目、而劉氏之要法不著。「班省劉氏之重見者而帰於一」、於是學者不知著録之法、所以辨章百家、通於大道。「莊子」天下篇亦此意也、而徒視為甲乙紀數之所需。無惑乎學無專門、書無世守、転不若巫祝符籙、医士秘方、猶有師伝不失之道也。〔一〕鄭樵「校讎之略」、力糾『崇文』部次之失、自班固以下、皆有譏焉。〔二〕然鄭氏未明著録源流、当追官礼、徒斤斤焉糾其某書当甲而誤乙、某書宜丙而訛丁。夫部次錯乱、雖由家法失伝、然儒雜二家之易混、職官故事之多歧、其書本在兩可之間、初非著録之誤。〔三〕如使劉氏別出互見

之法、不明於後世、雖使太史復生、揚雄再見、其於部次之法、猶是茫然不可統紀也。鄭氏能譏班『志』附類之失當、而不能糾其併省之不當、可謂知一十而不知二五者也。<sup>〔四〕</sup>且吾觀後人之著錄、有別出『小爾雅』以歸「論語」者〔本「孔叢子」中篇名。『隋經籍志』別出婦「論語」、有別出『夏小正』以入「時令」者〔本「大戴禮」篇名。『文獻通考』別出婦「時令」、是豈足以知古人別出之法耶、特忘其所本之書、附類而失其依拠者爾。<sup>〔五〕</sup>『嘉瑞記』既入「五行」、又互見於雜傳〔『隋書』經籍志〕、『西京雜記』既入「故事」、又互見於「地理」〔『唐書』藝文志〕、是豈足以知古人互見之法耶、特忘其已登著錄、重復而至於訛錯者爾。<sup>〔六〕</sup>夫末學支離、至附類失拠、重復錯訛、可謂極矣。究其所以歧誤之由、則理本有以致疑、勢有所以必至。徒拘甲乙之成法、而不於古人之所以別出、所以互見者、析其精微、其中茫無定識、弊固至乎此也。然校讎之家、苟未能深於學術源流、使之徒事裁篇而別出、斷部而互見、將破碎紛擾、無復規矩章程、斯救弊益以滋弊矣。是以校讎師法、不可不傳、而著錄專家、不可不立也。

### 【訓讀文】

班固「輯略」を刪して自り、而して劉氏の緒論伝わらず。「輯略」は乃ち群書の大意を総論す、部目を省き、而して劉氏の要法著れず。「班劉氏の重見者を省きて一に歸す」是に於いて學者著録の法の、百家を辨章して、大道に通ぜしむる所以なるを知らず。「莊子」天下篇も亦た此の意なり、而して徒らに視て甲乙紀数の需むる所と為す。惑う無きかな学に専門無く、書に世守無く、転て巫祝符籙、医士秘方の、猶お師伝不失の道有るがごときに若かざるを。鄭樵「校讎の略」、力めて『崇文』部次の失を糾し、班固自り以下、皆譏る有り。然るに鄭氏未だ源流を著録して、当に官礼を追うべきを明らかにせず、徒らに斤斤焉として其の某書の当に甲とすべきも乙に誤り、某書の宜しく丙とすべきも丁に訛るを糾すのみ。夫れ部次の錯乱するは、家法の伝を失うに由ると雖も、然るに儒雜の二家の混じり易く、職官故事の歧多く、其の書は本より両つながらに可なるの間に在れば、初めは著録の誤りに非ず。如使し劉氏の別出互見の法、後世に明らかならざれば、太史をして復た生ぜしめ、揚雄をして再び見わしむると雖も、其の部

次の法に於いて、猶お是れ茫然として統紀す可からざるがごときなり。鄭氏能く班『志』の附類の失当を識るも、而るに其の併省の不当を糾す能わず、一十を知るも二五を知らざる者と謂う可きなり。且つ吾れ後人の著録を観るに、『小爾雅』を別出して以て「論語」に帰する者有り「本『孔叢子』中の篇名なり。「隋経籍志」別出して「論語」に帰す、「夏小正」を別出して以て「時令」に入る者有り「本『大戴礼』の篇名なり。「文献通考」別出して「時令」に帰す」、是れ豈に以て古人別出の法を知るに足らんや、特だ其の本づく所の書を忘れ、類に附して其の依拠を失う者なるのみ。『嘉瑞記』既に「五行」に入れ、又た「雜伝」に互見し「隋書」経籍志、「西京雜記」既に「故事」に入れ、又た「地理」に互見するは「唐書」藝文志」、是れ豈に古人互見の法を知るに足らんや、特だ其の已に著録に登するを忘れ、重複して訛錯するに至る者なるのみ。夫れ末学支離の、類に附して拠を失い、重複錯訛するに至ること、極ると謂う可し。其の歧誤する所以の由を究むれば、則ち本を理めて以て疑を致す有ること、勢として必ず至る所以有り。徒らに甲乙の成法に拘り、而して古人の別出する

所以、互見する所以に於いて、其の精微を析せざれば、其の中茫として定識無く、弊固に此に至るなり。然らば校讎の家、苟くも未だ學術源流に深き能わず、之をして徒らに篇を裁ち別に出だし、部を断じ互いに見わすを事とすれば、將に破碎紛擾して、復た規矩章程無からしめん、斯れ弊を救わんとして益、以て滋、弊る。是を以て校讎の師法、伝えざる可からず、著録の專家、立たざる可からざるなり。

【現代語訳】

班固が「輯略」を削ってしまつてから、劉氏の緒論が伝わらず「輯略」は群書の大旨を総論したものである、部目を省いてから、劉氏の要法があきらかにならず「班固は劉氏の重見の例を省いて一つにしてしまつた」、それによつて、学者たちは著録の法が、百家の學術をあきらかにして、大いなる道に通わせるためのものであることを理解せず「莊子」天下篇もそうした意義がある、ただ甲乙の数を記録するという求めに応じるものと見なすようになつてしまつた。道理で學術に専門がなくなり、書物は代々保守されず、却て巫祝や符籙、医士や秘方に

において、師伝が脈々と続く道を残すのに及ばないこととなつてしまつたわけである。鄭樵の「校讎略」は、努めて『崇文総目』の分類の誤りを糾し、班固以来の目録に対し、いずれも批判している。しかし、鄭樵は、源流を著録し、官制を考究すべきことをしっかりとあきらかにしておらず、いたずらに口やかましくある書物を分類して甲とすべきところを乙に誤り、ある書物を分類して丙とすべきところを丁に誤つているのを糾すばかりである。いったい分類が混乱するのは、家法の伝承が失われることによるとはいえ、儒家と雑家の二家はそもそも混じり易く、職官と故事はもとより分岐が多く、それらの書物は元々二つの分類のどちらにも属し得る範囲にあるので、もともと著録の間違ひがあるわけではない。もし、劉氏の別出（別裁）や互見の法が、後世においてあきらかでないければ、たとえ、司馬遷が再びこの世に現れ、揚雄が再び登場しようとも、分類の方法において、漠然として綱紀、条理が保てないだろう。鄭樵は班固「漢志」の分類の不当を巧みに批判しているが、班固が劉氏の旧を変えて書目を併せたり省いたりした不当を正すことはできておらず、そ

れでは一十を知りながら二五を知らないようなものである。劉氏より後の世の人による目録と見ると、『小爾雅』を別出して「論語」類に帰属させているものがあり、『小爾雅』はもと『孔叢子』中の一篇である。『隋書』経籍志は別出して「論語」類に帰属させている、また『夏小正』を別出して「時令」類に収めているものがあるが、『夏小正』はもと『大戴礼』の一篇である。『文献通考』は別出して「時令」類に帰属させている、これらは古人の別出の法を十分に理解しているわけではなく、ただもともとなる書物を忘れ、分類に附してその本づく所を失つてしまつたにすぎない。『嘉瑞記』を「五行」類に入れ、また雑伝にも互見させ、『隋書』経籍志、『西京雜記』を「故事」類に入れ、また「地理」類に互見させているが、『唐書』藝文志、これらは古人の互見の法をよくわかつているわけではなく、ただすでに目録に載せたのを忘れ、重複させ誤つて著録したにすぎないのである。まったく後世の末学の、分類に附して根拠を失い、重複させ誤つてしまつたこと、ここに極まると言えようか。それらの分かれ誤つてしまつた由来を追究すること、根本を整理して疑義を呈することになるのは、

いきおい必ずや到達することである。いたずらに甲乙を数える決まりきったやり方に拘泥し、古人の別出した訳、互見した訳において、その精微な道理を分析しなければ、中身がほんやりとして定まった見識を得られず、弊害がまったくこのようにまで至ってしまうのである。そうであれば、校讎家は、苟くも學術の源流を深く理解しないままに、ただ篇章を切り取って別出し、また分類を断ち切って互見させるだけでは、目錄、學術をぶち壊して混乱させ、規則基準をなくしてしまうこととなり、それでは弊害を除こうとしていよいよそこなうことになる。だから校讎の師法は、伝えていかなければならないし、目錄の専門家も、存立させなければならぬのである。

【訳注】

〔一〕班固が『七略』を『漢書』に藝文志として取り込む際に、輯略を省いたと章学誠が考えていたことは、『校讎通義』原道篇に「劉歆『七略』、班固刪其輯略而存其六。」と述べる通りである。「莊子」天下篇については、『校讎通義』漢志諸子に、「莊周『天下』之篇、叙列古今學術、其於諸家

流別、皆折衷於道要。」また、「六藝之書与儒家之言、固当参観於「儒林列伝」、道家、名家、墨家之書、則列伝而外、又当参観於莊周「天下」之篇也。蓋司馬遷叙伝所推六藝宗旨、尚未究其流別。而莊周「天下」一篇、実為諸家學術之權衡、著録諸家宜取法也。」など見える。「巫祝符籙、医士秘方」の書物が却って伝承を失わなかったことについて、『校讎通義』漢志兵書に、「同一方技、而医経一家、尚有存文、若経方、房中、神仙三門、百不能得一矣。蓋文辞人皆誦習、而制度則非専門不伝、此其所以有存逸之別歟。」とある。

〔二〕鄭樵の『崇文総目』に対する批判は、『通志』校讎略「論編次之訛」篇、「論編次不明」篇などに詳しく見える。

〔三〕儒家と雑家の二類が混じり易かったことについて、『校讎通義』漢志諸子に、「大抵『漢志』不立史部、凡遇職官、故事、章程、法度之書、不入六藝部次、則婦儒雜二家、故二家之書、類附率多牽混。」と見える。

〔四〕章学誠の鄭樵に対する批判は、『校讎通義』鄭樵誤校漢志などに詳しい。また、同篇には、鄭樵の「漢志」の著録に対する批判を更に批判して、「国語」亦為国別之書、同隸「春秋」、樵未嘗譏正「国語」、而但譏「国策」、是則所

謂知一十而不知二五者也。」と述べている。

〔五〕「小爾雅一篇」は、もとより「漢志」六芸略孝經類に著録され、「隋志」では經部論語類に「小爾雅一卷李軌略解」として著録される。漢志が著録する本を旧本として、後世に伝わる本と同一視しない見方もあり、たとえば、「四庫存目提要」に「案『漢書』藝文志有『小爾雅一篇』、無撰人名氏。『隋書』經籍志、『唐書』藝文志、並載李軌注小爾雅一卷、其書久佚。今所伝本、則孔叢子第十一篇抄出別行者也。……漢儒說經、皆不援及、迨杜預注『左伝』、始稍見徵引。明是書漢末晚出、至晋始行、非漢志所称之旧本。晁公武『讀書志』以為孔子古文、殆循名而失之。」と述べられる。「夏小正」は、「漢書」藝文志には著録されておらず、現存する目録では、「隋書」經籍志經部礼類に、「夏小正一卷 戴德撰」としてはじめて著録される。「文獻通考」には、「夏小正伝四卷」として著録し、所引の陳振孫「直齋書録解題」には次のように述べられる。「漢戴德伝、給事中山陰傅崧卿注。此書本在『大戴礼』、鄭康成注『礼運』夏時曰、『夏四時之書也。其存者有小正。』後人於『大戴礼』鈔出別行。崧卿以正文与伝相雜、倣左氏經伝、列正文其前、而附以伝、且為之注。」。

〔六〕「嘉瑞記三卷」は、「隋志」では史部雜伝類に著録されるのみで、章学誠の所謂子部五行類には見えない。「通志」校讎略「編次之訛論」に「『隋志』最可信、緣分類不攷、故亦有重複者。嘉瑞記、祥瑞記二書、既出雜伝、又出五行。」とあるのを承けたのかもしれない。なお、鄭樵がここに指摘する「祥瑞記」も史部雜伝類に著録されるのみで、子部五行類に重複して著録されているわけではない。「西京雜記」は、たとえば、「隋志」では史部旧事類にのみ著録されるのに対し、「旧唐志」、「新唐志」のいずれも、史部故事類と地理類にそれぞれ著録している。

#### 第五節（例志）

##### 〔原文〕

州県志乘藝文之篇、不可不熟議也。古者行人采書、太史掌典、文章載籍、皆聚於上、故官司所守之外、無墳籍也。後世人自為書、家別其說、縦遇右文之代、購典之期、其能入於秘府、領在史官者、十無七八、其勢然也。文章散在天下、史官又無專守、則同文之治、惟学校師儒得而講習、州県志乘得而部次、著為成法、守於方州、所以備輶軒之采風、待秘書之論定。其有奇褻

不衷之説、亦得就其聞見、校讎是正、庶幾文章典籍、有其統宗、而學術人心、得所規範也。<sup>二</sup>昔蔡邕正定石經、以謂四方之士、至有賄改蘭台漆書、以合私家文字者、是當時郡國傳習、與中書不合之明徵也。文字点画、小学之功、猶有四方傳習之異、況紀載傳聞、私書別録、學校不伝其講習、志乘不治其部次、則文章散著、疑似兩淆、後世何所依拠而為之考定耶。<sup>三</sup>鄭樵論求書之法、以謂因地而求、因人而求、是則方州部録藝文、固將為因地因人之要刪也。<sup>三</sup>前代搜訪函書、不懸重賞、則奇書秘策、不能荟萃、苟懸重賞、則偽造古逸、妄希詭合、三墳之『易』、古文之『書』、其明徵也。<sup>四</sup>向令方州有部次之書、下正家藏之目、上借中秘之徵、則天下文字、皆著籍録、雖欲私錮而不得、雖欲偽造而不能、有固然也。夫人口孳生、猶稽版籍、水土所産、猶列職方。況乎典籍文章、為學術源流之所自出、治功事緒之所流伝、不於州郡志書、為之部次条別、治其要刪、其何以使一方文獻無所闕失耶。

【訓読文】

州郡志乗の藝文の篇は、熟議せざるべからざるなり。

古は行人書を采り、太史典を掌り、文章載籍、皆上に聚まり、故に官司の守る所の外、墳籍無きなり。後世人ごとに自ら書を為し、家ごとに其の説を別にすれば、縦い右文の代、購典の期に遇うも、其の能く秘府に入り、領して史官に在らしむる者、十に七八も無きは、其の勢然るなり。文章散じて天下に在り、史官も又た専守無ければ、則ち同文の治、惟だ学校師儒のみ得て講習し、州郡志乗のみ得て部次し、著して成法を為し、方州に守られ、所以に輜軒の采風に備え、秘書の論定を待つ。其の奇衷不衷の説有れば、亦た其の聞見に就きて、校讎是正するを得て、文章典籍、其の統宗有りて、學術人心、規範とする所を得るを庶幾う。昔蔡邕石經を正定し、以て四方の士、賄いて蘭台の漆書を改め、以て私家の文字に合せしむる有るに至るを謂うは、是れ當時の郡國の傳習と、中書と合わざるの明徵なり。文字点画は、小学の功にして、猶お四方傳習の異有り、況や紀載傳聞、私書別録、学校其の講習を伝えず、志乗其の部次を治めざれば、則ち文章散著し、疑うらくは兩淆するに似て、後世何の依拠する所ありて之が為に考定せんや。鄭樵書を求むる

の法を論じ、以て地に因りて求め、人に因りて求むと謂えば、是れ則ち方州藝文を部録するは、固に將に地に因り人に因りて要刪を為さんとするなり。前代圖書を搜訪して、重賞を懸げざれば、則ち奇書秘策、会萃する能わず、苟くも重賞を懸ければ、則ち古逸を偽造し、妄りに詭合を希うは、三墳の『易』、古文の『書』、其の明徴なり。向し方州をして部次の書を有らしめ、下は家藏の目を正し、上は中秘の徴に借りれば、則ち天下の文字、皆な籍録に著し、私錮せんと欲すと雖も得ず、偽造せんと欲すと雖も能わず、固に然る有るなり。夫れ人口孳生、猶お版籍に稽むるがごとく、水土に産する所、猶お職方に列ぶるがごとし。況んや典籍文章は、學術源流の自りて出づる所にして、治功事緒の流伝する所為れば、州県志書に於いて、之が為に部次条別し、其の要刪を治めざれば、其れ何を以て一方の文献をして闕失する所無からしめんや。

【現代語訳】

州や県の地方志の藝文篇は、しっかり議論しなければならぬ。古の時代は行人が書物を集め、太史が書

籍を管理し、多くの文章や書籍は、いずれも御上のものと集まったので、官が保守するもの以外に、書物はなかった。後世になって人々が自分で書物を著し、家ごとに学説が異なるようになると、同文共軌の世の中、典籍を売買する時代であったとしても、秘府に収められ、史官の手で管理されるものが、十に七八もなく、なってしまうは必然であった。文章が天下に散らばり、史官も専門的に保守しなくなると、同文の安寧な治世にあつては、学校の教師だけが講習することになり、また、地方志によってのみ書物は分類され、そこで定まった方法が示され、地方において保守され、そうして中央の使者によって典籍が収集されるのに備え、また秘書によって論定されるのを待つ。そこでおかしな言説があれば、見聞するところに基つき、校讎して是正することができ、文章典籍が統率され、学術人心に規範ができるのを期待するのである。昔蔡邕が石經を定めたところ、世の中の者が、賄賂を贈つて蘭台の漆で書いた文字を改め、それによって私家の文章に合致させようとしたことがあつたと述べられているのは、当時の地方における伝承と、中書とで合致していな

かつたことの明証である。文字点画の、小学の功績ですら、なお各地に伝承の相違があるのだから、ましてや記録や伝承、個人の書籍や家毎の記録にあつて、学校が講習を伝えず、地方志が分類著録を治めなければ、文章はばらばらになり、恐らく乱れてしまうこととなり、後世において何に依拠しながら校訂するというのか。鄭樵は書物を捜し求める方法を述べて、土地によつて求め、また人によつて求めると言つたけれども、地方志において藝文志を整理して記録するのは、実に鄭樵の言う土地により人によつて大要をまとめることになるだろう。かつて書物を捜すには、厚い褒美を懸けないと、貴重な典籍が集まらず、仮に厚い褒美を懸けたところで、古い時代の佚書を偽造し不正に合わせようとするのは、三墳の『易』や、古文の『書』が、その明証である。もし、地方において目録書があり、それによつて下は私蔵の書目を正し、上は中書秘書の徵証の助けとなれば、世の文章が、いずれも目録に著され、独占しようとしても出来ず、偽造しようとしても叶わなくなるのは、当然のことであろう。いったい人口が増えれば、戸籍上に記録し、山海で採れたもの

は、職方の管理下に列挙されるようなものである。まして典籍文章は、學術の源流の由来するものであり、様々な功績や条理を広め伝えるものであれば、地方志において、書物を分類して整理し、大要をまとめずして、何によつて地方に伝わる文献に欠損が生じるのを防ぐというのだろうか。

【訳注】

「二」「輜軒」は、使者の乗る小さな車。「風俗通義」序文に「周秦常以歳八月、遣輜軒之使、求異代方言、還奏籍之、藏於秘室。」と見える。また、揚雄「答劉歆書」にも「嘗聞先代輜軒之使、奏籍之書皆藏於周秦之室。」(「方言」と述べられる。

「二」「後漢書」蔡邕伝に「建寧三年、辟司徒橋玄府、玄甚敬待之。出補河平長。召拜郎中、校書東觀。遷議郎。邕以經籍去聖久遠、文字多謬、俗儒穿鑿、疑誤後学、熹平四年、乃与五官中郎将堂谿典、光禄大夫楊賜、諫議大夫馬日磾、議郎張馴、韓說、太史令單鳳等、奏求正定六經文字。靈帝許之、邕乃自書於碑、使工鐫刻立於太学門外。於是後儒晚学、咸取正焉。及碑始立、其觀視及摹写者、車乘日千餘両、

填塞街陌。」と見え、李賢注所引の「洛陽記」に「太学在洛城南開陽門外、講堂長十丈、広二丈。堂前石經四部。本碑凡四十六枚、西行、尚書、周易、公羊伝十六碑存、十二碑毀。南行、礼記十五碑悉崩壞。東行、論語三碑、二碑毀。礼記碑上有諫議大夫馬日碑、議郎蔡邕名」とある。また、『後漢書』儒林伝序文に「本初元年、梁太后詔曰、『大將軍下至六百石、悉遣子就学、每歲輒於鄉射月一饗会之、以此為常。』自是遊学増盛、至三万餘生。然章句漸疏、而多以浮華相尚、儒者之風蓋衰矣。党人既誅、其高名善士多坐流廢、後遂至忿争、更相言告、亦有私行金貨、定蘭台漆書經字、以合其私文。熹平四年、靈帝乃詔諸儒正定五經、刊於石碑、為古文、篆、隸三体書法以相參檢、樹之學門、使天下咸取則焉。」と見える。

【三】『通志』校讎略「求書之道有八論」において、鄭樵は書物搜集のための八つの道を挙げ、その三に「因地以求」、またその七に「因人以求」を主張している。「求書之道有八、一曰即類以求、二曰旁類以求、三曰因地以求、四曰因家以求、五曰求之公、六曰求之私、七曰因人以求、八曰因代以求、当不一於所求也。」「要刪」は、大要をまとめること。『史記』十二諸侯年表序に、「於是譜十二諸侯、自共和

訖孔子、表見『春秋』、『国語』学者所譏盛衰大指、著於篇、為成学治古文者要刪焉。」と見え、司馬貞索隠に、「言表見『春秋』、『国語』、本為成学之人欲覽其要、故刪為此篇焉。」と述べられる。

【四】所謂「三易」のうち、「連山」と「歸藏」は後世に伝わらないが、隋の劉炫は「連山易」を偽造して奉り、褒賞を受け取った。『隋書』劉炫伝に「時牛弘奏請購求天下遺逸之書、炫遂偽造書百餘卷、題為連山易、魯史記等、録上送官、取賞而去。」と見える。孔子旧宅の壁中書に由来する所謂「古文尚書」は、永嘉の乱の際に失われ、東晋の元帝の頃になって梅賾によって献上されたが、後に偽書と断じられた。

